

特別用途地区（第3種観光・レクリエーション特別用途地区）

守山市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）において、湖岸エリアを「観光・レクリエーション地」と位置付け、琵琶湖等の良好な自然環境や景観を活かした保養・宿泊施設、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することを目指しています。

都市計画マスタープランに基づく湖岸振興につながる更なる土地利用の環境を整えるため、第2種観光・レクリエーション特別用途地区として規制しているエリアの一部について、新たな特別用途地区の指定により用途制限の緩和を行います。

■地区概要

名称	第3種観光・レクリエーション特別用途地区
位置および区域	計画図のとおり
面積	約14.9ヘクタール

■規制内容

建築してはならない建築物
1 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)、共同住宅、寄宿舎または下宿
2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
3 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
4 守山市特定旅館建築規制条例第2条第1項第2号に定める特定旅館
5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
6 個室付浴場業に係る公衆浴場または政令第130条の9の5に定める建築物
7 その他第2種観光・レクリエーション特別用途地区および第3種観光・レクリエーション特別用途地区の利便の増進および環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるもので、規則で定めるもの

■緩和内容

建築することができる建築物
1 食料品製造業を営む工場で、見学施設等を有するもの
2 地域で生産された農水産物の加工場

- 建築基準法第 50 条の規定による制限
緩和に供する建築物について、以下の制限を行う。

建築基準法第50条の規定による制限	
1	建築物の敷地面積が5,000平方メートル以上であること。

■計画図

